

平成28年秋の全国交通安全運動の実施について（通知）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）平成28年7月12日

（文書の要旨のみ記述しています）

- 期間
平成28年9月21日（水）～30日（金） * 30日（金）は交通事故死ゼロを目指す日
- 運動重点
 - 運動の基本
「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。
 - 全国重点
 - ◇ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
 - ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ◇ 飲酒運転の根絶
- 運動の基本及び全国重点に関する主な推進項目
 - 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）に関する推進項目
 - ◇ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
 - ◇ シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
 - 全国重点に関する推進項目
 - ◇ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」等による自転車交通ルールへの遵守徹底
 - ◇ 自転車乗用の際の飲酒運転、二人乗り、並進の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等危険性の周知徹底
 - ◇ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施
- 運動の実施要領
 - 主催機関・団体は、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
 - 協賛団体（SDAは協賛団体）は、主催機関・団体の実施要領に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- 効果評価の実施
主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

以上